

介護保険事業所開設者 様

上田市福祉部高齢者介護課長

令和6年度介護職員等処遇改善加算等に関する計画書の提出について（通知）

日頃は介護保険事業に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度に介護職員等処遇改善加算等を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」第 54 条 による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」（以下「大臣基準告示」という。）第 4 号(2)並びに令和 6 年 4 月大臣基準告示第 4 号(2)、第 4 号の 2 イ(2)及び第 4 号の 3 ロ等に規定する介護職員等処遇改善計画書、介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書及び介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付け老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

加算の算定を受けようとする場合は、次の届け出書類等を提出していただくことになります。

①別紙様式 2（処遇改善計画書）

以下、(1)、(2) の条件に該当する場合は、簡素化された様式の提出で申請することができます。

(1) 令和 5 年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和 6 年度から新規に処遇改善加算等を算定する事業所

- ① 別紙様式 7（加算未算定事業所用・計画書・実績報告書）
- ② （別紙3-2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ （別紙1-1, 1-2, 1-3）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(2) 一括で申請する事業所が 10 以下の事業所

- ① 別紙様式 6（小規模事業所用・計画書）

(3) 特別な事情に係る届出書の届出

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下のアからエまでの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出てください。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がありますのでご注意ください。

ア 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下②～④において同じ。）の賃金水準の引き下げの内容

ウ 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み

エ 介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

① 別紙様式5（特別な事情に係る届出書）

2 提出部数 1部

3 提出期限 令和6年4月15日（月）（必着）  
（可能な限り電子メールにて提出願います。）  
※ 令和6年4月又は5月から新規に旧3加算を算定し始める場合又は旧3加算の区分を変更する場合は令和6年4月8日（月）までに体制届を提出してください。  
※ 令和6年6月以降の新加算算定に係る体制届出については、令和6年5月15日（水）までに体制届を提出してください。

4 提出先 上田市福祉部高齢者介護課

5 各種通知・様式について

下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○上田市「令和6年度介護職員等処遇改善加算等計画書の届出について」

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/3185.html>

○長野県「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等処遇改善加算について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

## 6 留意事項

- (1) 計画書の様式が改訂されましたので、令和6年度の計画書については、改訂後の新様式で作成してください。
- (2) 厚生労働省通知、市ホームページ等を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

上田市福祉部高齢者介護課 介護保険担当：遠藤、堀内

TEL：0268-71-6576（直通） FAX：0268-29-4466

E-mail：korei@city.ueda.nagano.jp